

## 運用3号問題の教訓

運用3号（いわゆる記録不整合）問題は突如として浮上し迷走した末、厚生労働省は課長通知を廃止する一方、今国会で法改正により対応することになった。

民主党政権に変わってから「官僚丸投げの政治はやめる。政務三役を中心に政治主導で政策を立案、調整、決定する」という流れになり、運用3号に関する課長通知も大臣を中心とする政務三役の指示に基づいてなされた。「政治主導3号」と揶揄されるゆえんである。

運用3号は1号か3号かという問題だけでなく、間接的に第2号（厚生年金・共済年金の加入者）にも影響が及ぶ。基礎年金拠出金はこれまで運用3号分を厚生年金と共済年金が負担してきた。運用3号は最大で100万人（第3号全体1000万人強の約1割）、そのうち年金額に影響があると考えられる人は直近の推計で47万5000人だという。

これが仮に1号になっていたとしたら、厚生年金と共済年金の拠出金はどのくらい減ったのか、最終保険料に影響はなかったのか。さらに運用3号のままだと、第2号被保険者の中には「自分たちは余分に保険料から拠出させられている」と不服を言って、行政訴訟に訴える人も出てきかねなかっただろう。その訴訟に対抗できたのか。

3号から外れると、多くの場合、1号の手続をする必要がある。気がついた段階で手続をしたとしても、過去にさかのぼることができるのは2年間だけである。2年以上前の過去分については保険料を納められず、未納扱いとなってしまう。気がついて正直にやった人とは対照的に、運用3号の場合は保険料未納にもかかわらず、2年以上前の過去分がすべて保険料納付扱いとなり、逆転が生じてしまう。正直者がバカを見るというはまさにこの点である。直近の資料によると、逆転で泣きを見る正直者は117万6000人になる見込みだったという。

運用3号に関する基本方針は昨年の3月に決ま



年金シニアプラン  
総合研究機構  
研究主幹  
一橋大学特任教授  
高山憲之

った。当時、所管大臣や年金記録回復委員会委員長は、運用3号に該当する人の圧倒的多数が「善意の人」であると感覚的に決めつけた。ちなみに同委員長は、きちんと手続をした人10に対して、行政の記録を長年にわたり信頼し、自分は保険料を払わなくても国民年金の加入者だと思い込んできた人が100くらいで圧倒的に多いと、感覚の世界で推定したと言っている。同委員会のコアメンバーで

ある高名な年金ジャーナリスト（講談社ノンフィクション賞の受賞者）も運用3号の方針に全面的に賛成していた。

しかし、第2号でなくなると、国民健康保険に加入する手続を地方自治体の窓口であるのが通例である。現に市区町村の窓口では担当者が、年金について申請人の配偶者に対し第3号から第1号への変更手続を同時に求めてきた。きちんと手続きをしなかった人は「善意の人」というよりも、むしろ「年金保険料を払いたくなかった人」であった可能性が高い。

第3号から第1号への種別変更件数は2005～09年度の5年間で約369万件であった。第3号被保険者制度が動きだしたのは1986年4月である。それ以降、すでに25年が経過した。この間に、まじめに第3号から第1号への変更手続をした人は1900万人強に達していたと推測することができ、圧倒的に多い。運用3号は最大で100万人に過ぎず、上記に紹介した委員長の感覚（10対100）とは正反対である。年金制度も他の施策と同様、事実に基づいて策定（evidence-based policy）する必要性が大きい。

厚労省は昨年来、分かりやすい行政、あるいは透明性や説明責任を、同省の目標に掲げてきた。なぜ、記録不整合問題を事前に少しずつ広く丁寧に議論してこなかったのだろうか。衆知を集め、広く議論することの重要性を改めて肝に銘じほしい。